

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和7年11月23日、大田原市新宿602番9先、県道167号蛭田喜連川線で発生した公用車の物損事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償の額 96,800円
- 2 相手方の所在地及び名称
所在地 ○○○○○
名 称 ○○○○○